入　札　遵　守　事　項

入札者は、下記の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

なお、この入札遵守事項は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程、公立大学法人滋賀県立大学建設工事執行規程ならびに公立大学法人滋賀県立大学建設工事等入札執行要領を抜粋・説明したものです。

１　保証金について

(1) 入札保証金

公告に記載のとおりとします。ただし、「免除」と記載した場合であっても、契約責任者が必要と認めるときはこの限りではありません。

(2) 契約保証金

公告に記載のとおりとします。「落札価格の 10%以上を納付すること」とした場合にあっては、落札価格の 10%以上に相当する保証事業会社または公立大学法人滋賀県立大学理事長が確実と認める金融機関の保証をもって納付に代えることができます。また、落札価格の 10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補方式に限る。）の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、「理事長が確実と認める金融機関」とは、銀行のほか①～③に定める金融機関とします。

① 信用金庫：滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、全国信用金庫連合会

② 信用組合：滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合、京滋信用組合、全国信用協同組合連合会

③ そ の 他：商工組合中央金庫、農林中央金庫、滋賀県信用農業協同組合連合会

２　前金払および部分払について

(1) 前金払

公告に記載のとおりとしますが、「あり」の場合にあっては、保証事業会社の保証があったときに限り前金払をします。

(2) 部分払

公告に記載のとおりとしますが、「あり」の場合にあっては、当法人の１会計年度につき３回に限り出来高の 10 分の 9 以内で部分払をおこなうことができます。

ただし、最初の部分払は請負金額の 40%以上の出来高がなければなりません。

３　落札者の決定方法について

公告に記載のとおりとします。

(1)「制限を設けない」と記載した場合

最低の価格（ゼロ円を除く）で入札を行った者が落札者となります。

(2)「最低制限価格制度を適用」と記載した場合

最低制限価格を下回る入札は失格とし、本件工事または業務について再度入札に参加することはできません。

(3)「低入札価格調査制度を適用」と記載した場合

調査基準価格を下回る入札があった場合は、落札者の決定を保留し、契約内容に適合した履行がされるかどうかを確認するため、別に定める調査を実施しますので、最低の価格で入札を行った者は、調査に協力しなければなりません。契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、その入札を失格とし、次の順位にある入札者を落札者とします。ただし、次の順位にある入札者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、前記最低の価格で入札を行った者と同様の取扱いになります。なお、落札者の決定をした場合は、後日、その結果を入札者全員に通知します。

おって、調査に協力が得られない場合は、建設工事等指名停止基準による指名停止をおこな

うことがあります。

４　郵便入札について

郵便による入札は取り扱いません。

５　無効入札について

以下の場合にあっては、その入札を無効とします。

(1)委任状を提出しない代理人のした入札
(2)入札者が法令の規定に違反したとき。
(3)入札者が連合して入札したとき。
(4)入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(5)入札者が他人の代理を兼ね、または２人以上の代理をしたとき。
(6)入札者またはその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
(7)入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
(8)入札書の金額が訂正されているとき。
(9)入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札
(10)その他入札に関する条件に違反した入札

６　入札の辞退について

(1) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができます。なお、既に投函した入札書は撤回できません。
(2) 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出てください。
ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を契約責任者に直接持参し、または郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければなりません。
イ　入札執行中にあっては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

７　その他必要事項

(1) 再度入札してもなお落札者のないときは、指名人を替え再入札を執行することがあります。
(2) 積算内訳書（単価表を除く）を必ず同封してください。工事および提出が必要とされる委託業務の場合は入札書と積算内訳書を同時に投函することになります。提出されない場合は入札に参加できません。ただし、再入札の場合は積算内訳書の提出は不要です。
(3) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは１(2)に記載した履行保証措置を講じた上、７日以内に契約書を契約責任者に提出しなければなりません。なお、７日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがあります。
(4) 設計書、図面および仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておいてください。
(5) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

８　そ の 他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。